

申請により、「事業者支援一時金」を支給します

茨城県では、県からの営業時間短縮要請および外出自粛要請の影響を受け、売上が大きく減少した事業者に一時金を支給します。

【支給額】

一律20万円/事業者(1回限り)

【支給対象】

下記のいずれかに該当する中小企業者・個人事業者
▽営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者

(例) 飲食料品卸売業、おしぼりの供給者 など

▽外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者

(例) イベント業、小売業、宿泊業、旅客運送業、理・美容業 など

※▽令和3年1月～2月分の一時金を受給した方も対象となります。▽営業時間短縮要請を受けた飲食店は対象外です。

【主な要件】

下記の要件を満たす中小企業者・個人事業者
▽県内に本店または事業所がある

▽令和3年4月～6月のいずれかの月の売上が、対前年(または前々年)同月比で30パーセント以上減少している ※白色申告の個人事業者は、前年(または前々年)の月平均の売上と比較してください。

【申し込み・問い合わせ】

8月31日(火)(消印有効)までに、茨城県事業者支援一時金相談窓口(☎301-5558)へ申し込みください。※対面での受け付けは行っていません。申し込み方法の詳細は、茨城県ホームページ(右QRコードよりアクセス可)をご覧ください。



- おかげさまで、登録者数7,000人突破 -

東海村公式LINEのメニューを リニューアルしました!



村では、昨年の7月から、村公式LINEを使って情報を発信しています。今回、皆さんにより便利に利用していただけるよう、トーク画面のメニューをリニューアルしました。

新型コロナワクチン接種の予約画面のほか、「ごみの出し方」や「休日診療」など、生活に欠かせない情報にも、タッチ一つで簡単にアクセスできます。ぜひご活用ください。

■「友だち登録」はお済みですか？

これからも、生活に役立つ村の最新情報を配信していきます。登録がお済みでない方は、この機会にぜひ「友だち登録」を♪



【友だち登録方法】

LINEアプリの「ホーム」
→ 「友だち追加」から左
のQRコードを読み取る



【問い合わせ】秘書広報課広報戦略・国際化担当(☎282-1711 内線1306)